

2019年春闘第2回団交報告(第1次回答のトピックス)

3月12日(火)、2019年春闘第2回団交を開催し、会社から第1次回答がありました。トピックスを紹介します。JMITU支部は、回答を不満として再回答を求めました。**次回団交は、3月25日(月)に開催します。**

1 賃上げ

①正社員と嘱託員(60歳未満): 2.2%(非管理職平均で6,082円)

過去に労使で合意した配分方法で配分します。

②パートタイム: 時給20円

<解説>

昨年まで2年連続で2.1%の回答でした。僅かに昨年実績を上回りましたが、到底納得できる回答ではありません。

まず、昨年の回答は低すぎました。

・東京測器研究所の賃上げ: 2.1%(非管理職平均 5,764円)

・JMITU東京地方本部の賃上げ: 2.63%(組合員平均 8,381円) 1998年以降で最高の水準

また、既に指摘していますが、食料品を中心に値上げが始まっています。10月には消費税10%への増税が予定されています

東京測器の従業員の生活に配慮した再回答(上積み回答)を求めます。

2 初任給の引き上げ

2020年4月採用予定の大卒初任給を208,000円から210,000円としました。

現在、高卒の募集は行っていないため、金額提示はできません。

<解説>

2020年度の募集要項には既に上記の初任給を記載しているとのことです。初任給の引き上げに伴う従業員の賃金是正は、「実施せざるを得ないと考えている」という主旨のコメントがありました。

初任給の引き上げは2つの目的があります。

- ①定期採用で人材を確保する（多くの企業が、「売り手市場」に対応するため初任給を引き上げています）
- ②賃金の底上げと、それに伴う賃金是正

今回の初任給引き上げによって、上記の2つの目的がどの程度前進するのか、チェックしていきます。

3 再雇用社員の労働条件改善

賃上げ、家族手当、住宅手当の支給について、いずれも認められません。

<解説>

回答は上記の通りですが、口頭で「再雇用社員の住宅手当支給などについては、秋季闘争で再度協議したい」、「現在進行中の裁判の行方を注視している」という主旨のコメントがありました。東京測器で住宅手当を支給されていないのは、再雇用社員だけです。

新たな法律と指針によって、正社員と非正規雇用者（再雇用社員を含む）の不合理な待遇差は認められなくなりました。この間の裁判所（東京高等裁判所、大阪高等裁判所）の判決は、住宅手当が非正規雇用者に支給されていないことは不合理と認定し、10割支給を命じています。

団交での上記の会社のコメントは、このような「不合理な待遇差を禁止」するという流れを強く意識したものであると、JMITU支部は受け止めています。

再雇用社員の労働条件改善を、この春闘で再度要求します。

4 10月22日（即位礼正殿の儀）を今年に限り休日とすること

今年に限り10月22日を休日とします。

<解説>

満額回答です。

5 風疹の抗体検査を社内で行うこと

認められません。

<解説>

風疹の抗体検査を健康保険組合が実施できないため、実現が難しい要求であることは、JMITU支部も認識していました。

問題は、団交で会社が「このような制度要求は応じることが難しい」という主旨のコメントをしたことです。JMITU支部が「例えば、インフルエンザの予防接種を職場で実施している企業は少なくないが、仮にそれを要求しても応じるのが難しいのですか？」と質問したところ、「そうです」と返答しました。

企業運営のリスク管理や、従業員の福利厚生について、会社の見解を再度求めます。

6 企業の将来展望にかかわる要求

- ① 従業員の雇用とくらしに大きな影響を与える会社の経営施策と経営資料の開示と説明。

以下の項目について、具体的な情報開示を求めます。

企業秘密に属する事項が含まれているため、要求内容と回答の両方ともに、ここでは表示しません。

7 本物の「働き方改革」を実現する統一要求書

- ・ 残業代ゼロ法制、裁量労働制の導入・拡大は行わないこと。

現在、残業代ゼロ法制の適用者はいません。また、裁量労働制について現状は考えておりません。

また、残業代ゼロ法制、裁量労働制について労務費抑制を目的として導入する考えはありません。

<解説>

昨年の秋季闘争での回答を維持しました。今後は、「残業代ゼロ法制、裁量労働制は導入しない」といった、より進んだ回答を求めていきます。